

育児・介護休業法施行規則の改正について（子ども・子育て支援法等の施行に伴う育児・介護休業法施行規則の見直し）

1 改正の趣旨

子ども・子育て支援法等（※）の施行に伴い、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成3年労働省令第25号。以下「育児・介護休業法施行規則」という。）の一部改正を行うもの

（※）以下の3法をいう。

- ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）
- ・子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）

2 改正の内容

以下の条項において「保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面実施が行われないうとき」と規定されているところ、「保育所」に加え、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく「認定子ども園」及び児童福祉法に基づく「小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業」を追加する。

- ・育児・介護休業法施行規則第4条第8号
（育児休業の再度取得ができる特別の事情を定めたもの）
- ・同規則第4条の2第1号
（育児休業を1才6か月まで延長できる場合を定めたもの）
- ・同規則第9条第6号
（育児休業の申出から取得までの期間（1か月）の例外となる事由を定めたもの）
- ・同規則第18条第5号
（育児休業の申出の撤回後、再度の申出ができる特別の事情を定めたもの）

3 施行期日

平成27年4月1日（予定）

(参照条文等)

■ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
(平成三年法律第七十六号)

(育児休業の申出)

第五条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、育児休業（当該育児休業に係る子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して八週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとする。）の期間内に、労働者（当該期間内に労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第二項の規定により休業した者を除く。）が当該子を養育するためにした前項の規定による最初の申出によりする育児休業を除く。）をしたことがある労働者は、当該育児休業を開始した日に養育していた子については、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合を除き、同項の申出をすることができない。

3 労働者は、その養育する一歳から一歳六か月に達するまでの子について、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、その事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができる。ただし、期間を定めて雇用される者であってその配偶者が当該子の一歳到達日において育児休業をしているものにあつては、第一項各号のいずれにも該当するものに限り、当該申出をすることができる。

一 (略)

二 当該子の一歳到達日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合

4・5 (略)

(育児休業申出があつた場合における事業主の義務等)

第六条 (略)

2 (略)

3 事業主は、労働者からの育児休業申出があつた場合において、当該育児休業申出に係る育児休業開始予定日とされた日が当該育児休業申出があつた日の翌日から起算して一月（前条第三項の規定による申出にあっては二週間）を経過する日（以下この項において「一月等経過日」という。）前の日であるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該育児休業開始予定日とされた日から当該一月等経過日（当該育児休業申出があつた日までに、出産予定日前に子が出生したことその他の厚生労働省令で定める事由が生じた場合にあつては、当該一月等経過日前の日で厚生労働省令で定める日）までの間のい

ずれかの日を当該育児休業開始予定日として指定することができる。

4 (略)

(育児休業申出の撤回等)

第八条 (略)

2 前項の規定により育児休業申出を撤回した労働者は、当該育児休業申出に係る子については、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合を除き、第五条第一項及び第三項の規定にかかわらず、育児休業申出をすることができない。

3 (略)

■育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則
(平成三年労働省令第二十五号)

(法第五条第二項の厚生労働省令で定める特別の事情)

第四条 法第五条第二項の厚生労働省令で定める特別の事情がある場合は、次のとおりとする。

一～七 (略)

八 法第五条第一項の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないうとき。

(法第五条第三項第二号の厚生労働省令で定める場合)

第四条の二 法第五条第三項第二号の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 法第五条第三項の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子が一歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われないう場合

二 (略)

(法第六条第三項の厚生労働省令で定める事由)

第九条 法第六条第三項の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

一～五

六 法第五条第一項の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないうとき。

(法第八条第二項の厚生労働省令で定める特別の事情)

第十八条 法第八条第二項の厚生労働省令で定める特別の事情がある場合は、次のとおりとする。

一～四 (略)

五 法第五条第一項の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申

込みを行っているが、当面その実施が行われないとき。

■育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について（平成 21 年 12 月 28 日職発 1228 第 4 号・雇発 1228 第 2 号）

2 1 歳までの再度の育児休業(法第 5 条第 2 項)

(7) 則第 4 条第 8 号は、現在受けている保育サービスが受けられなくなった等の事情により新たに保育所等に入所申請を行ったが当面入所できないような場合を想定しているものである。

「保育所」とは、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に規定する保育所をいうものであり、いわゆる無認可保育施設は含まれないものであること。

「保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき」とは、市町村に対して保育の申込みを行っており、市町村から、少なくとも、再度の育児休業に係る育児休業期間の初日において保育が行われない旨の通知がなされている場合をいうものであること。

3 1 歳から 1 歳 6 か月までの育児休業の申出(法第 5 条第 3 項)

(8) 則第 4 条の 2 第 1 号の「保育所」の解釈は、再度の育児休業と同様であること(第 2 の 2 の(7)参照)。